

横浜市公共下水道事業場排水指導要綱の解釈・運用の手引き

令和6年4月

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号。以下「法」という。）及び横浜市下水道条例（昭和48年6月5日条例第37号。以下「市条例」という。）の規定に基づき、工場及び事業場（以下「事業場等」という。）の指導等を行う場合の事務手続き等に関し、必要な事項を定め指導の適正化を図ることを目的とする。

【趣旨】

この要綱の目的を定めたものである。

【解釈】

- (1) 「下水道法及び横浜市下水道条例の規定に基づき、工場及び事業場の指導等を行う場合の事務手続き等に関し、必要な事項を定め」：下水道法及び横浜市下水道条例の規定に基づく指導の内容及び補完する内容並びに各種事務手続きに関する事項を明示したものである。
- (2) 「指導の適正化を図る」：次の指導方針にのっとり、実施するものである。
 - ア 水質基準違反の発生を未然に防止するという予防的視点に立ち、事業場等に対する規制・指導等を行う。
 - イ 事業場等に対し、排水対策に関する技術的な能力及び環境保全に関する意識の向上を図る。
 - ウ 行政指導にあたっては、下水道法令等の趣旨に基づき、適正かつ公正な運用に努める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (2) 除害施設等 法第12条及び法第12条の11の規定により設置する除害施設又は法第12条の2の規定により設置する特定施設から排出される汚水の処理施設をいう。
- (3) 水質基準 法第12条の2及び市条例第6条に規定する基準をいう。
- (4) 除害施設等管理責任者 市条例第9条の規定により選任された者をいう。

【趣旨】

この要綱で使用している用語の意義について定めたものである。

【解釈】

- (1) 「法第11条の2第2項に規定する特定施設」：水質汚濁防止法施行令（第1条、別表第1）及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（第1条、別表第2）に定められた施設である。
- (2) 「法第12条及び法第12条の11の規定により設置する除害施設」：法の規定による市条例第6条（除害施設の設置等）の規定により、設置する除害施設をいう。

(届出等の添付書類)

第3条 特定施設の設置者が市長に届け出る特定施設設置届出書（下水道法施行規則（昭和42年12月19日建設省令第37号。以下「法施行規則」という。）様式第六）、特定施設使用届出書（法施行規則様式第七）及び特定施設の構造等変更届出書（法施行規則様式第八）に記載すべき事項のうち、法施行規則第8条第3項第2号から第6号までに規定する事項については、原則として共通様式（様式第1号）に記載して届け出るものとする。

2 横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月27日規則第103号。以下「市規則」という。）第11条第4項に規定する除害施設新設等届出書に記載すべき事項については、原則として除害様式（様式第2号）に記載するものとする。

【趣旨】

本文に掲げる届出書に記載する事項は、法施行規則第8条第3項第2号から第6号までに規定する事項となっている。

しかし、これらの事項については、項目数が多く、また、内容が多岐にわたっているため、法に定める事項についてすべてを記載できる書類を様式化したものである。

特定施設に関する届出の場合は、記載内容が共通しているため水質汚濁防止法と共通する様式（共通様式）に記載することとし、除害施設に関する届出の場合は、市規則第11条第4項の読み替え規定を適用した様式（除害様式）に記載することとした。

【解釈】

「原則として」：上記趣旨に基づき事業者に様式の添付を求めているものであり、様式の記載内容を満たす書類の添付をもって様式に代えることができる。

(届出書等の保管等)

第4条 別記1に掲げる届出書等を市長に届け出しようとする者は、当該届出書等及び添付書類（以下「届出書一式」という。）の正本にその写しを1通添えなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、横浜市電子申請・届出システムを使用する方法により行われた届出等については、当該届出等に関する他の法令や条例の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令や条例その他の当該届出に関する法令や条例の規定を適用するものとする。

3 市長は、第1項の届出をした者に届出書一式の写しを返却するものとする。

4 前項の規定により届出書一式の写しを返却された者は、当該写しを当該届出対象の事業場等に保管するものとする。

5 第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る届出書一式の書面による保管又は電磁的記録による保存をするものとする。

別記1（第4条第1項）

届出書等の保管等

1 法に定める届出

- (1) 公共下水道使用開始（変更）届（法施行規則様式第四）
- (2) 公共下水道使用開始届（法施行規則様式第五）
- (3) 特定施設設置届出書（法施行規則様式第六）
- (4) 特定施設使用届出書（法施行規則様式第七）
- (5) 特定施設の構造等変更届出書（法施行規則様式第八）
- (6) 氏名変更等届出書（法施行規則様式第十）
- (7) 特定施設使用廃止届出書（法施行規則様式第十一）
- (8) 承継届出書（法施行規則様式第十二）

2 市条例に定める届出等

- (1) 除害施設新設等届出書（市規則第7号様式）
- (2) 氏名等変更届出書（市規則第7号様式の2）
- (3) 除害施設使用廃止届出書（市規則第7号様式の3）
- (4) 承継届出書（市規則第7号様式の4）
- (5) 除害施設新設（増設・改築）工事完了届出書（市規則第8号様式）
- (6) 除害施設等管理責任者選任届出書（市規則第9号様式）
- (7) 除害施設等管理責任者解任届出書（市規則第10号様式の2）

3 本要綱に定める届出等

- (1) 特定施設設置（構造等変更）工事完了届出書（様式第3号）
- (2) 公共下水道使用開始（変更）届出の氏名等変更連絡（様式第4号）

【趣旨】

法及び市条例では、別記1に規定している届出書等の提出部数を規定していないため、届出書の写しを事業場等に保管することについては、事業者の裁量に任されている。

一方、事業場等が適切な排水管理を行っていくためには、除害施設等管理責任者等は排水対策の状況を把握しておく必要があり、そのための基礎資料となる届出書の内容の把握及び確認は欠くことができない。

このため、届出書等の提出部数は正本とその写しの2部とし、そのうちの1部を当該届出対象事業場に保管することとしたものである。

また、横浜市電子申請・届出システムを使用した場合の考え方や届出書の扱い方について規定したものである。

【解釈】

「前項の規定により届出書一式の写しを返却された者は、当該写しを当該届出対象の事業場等に保管するものとする。」：排水管理を行っていくにあたり、届出書の内容の把握及び確認をするため、保管場所を本社や営業所ではなく、原則として届出の対象となっている事業場に写しの保管を規定したものである。しかし、写しを本社等に保管し、そのコピー等を当該対象事業場に備えることとしても差し支えないものである。

「第2項の規定による届け出を行った者は、当該届出に係る届出書一式の書面による保管又は電磁的記録による保存をするものとする。」：横浜市電子申請・届出システムを使用した届出の場合は、書面又は電磁的記録を当該届出事業場において確認できる状態にしておくことを想定した規定である。

(工事完了届出)

第5条 別記1第1項第3号又は第5号の届出書を届け出た者は、当該特定施設の設置又は構造等の変更が完了した場合には、速やかに特定施設設置（構造等変更）工事完了届出書（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

【趣旨】

市規則第11条では、除害施設新設等届出書による届出を行った場合には、工事等の完了後に除害施設新設（増設・改築）工事完了届出書の提出を規定している。これは、各事業場等からの排水実態を把握する上で、工事完了時期を確認する必要があるために設けた規定である。そこで、法による特定施設の設置又は特定施設の構造等変更の届出を行った場合にあっては、市規則と同様の扱いをする必要があることから、工事完了届出の指導を行うこととしたものである。

(公共下水道使用開始（変更）届出の氏名等変更連絡)

第6条 別記1第1項第1号の届出をした者（別記1第1項第3号から第5号及び第2項第1号の届出をした者を除く）が氏名等変更した場合には、公共下水道使用開始（変更）届の氏名等変更連絡（様式第4号）を届け出るものとする。

【趣旨】

法第12条の3及び市条例第7条の届出をした者に対して、氏名変更等の届出の規定が設けられているが、別記1第1項第1号の届出にはそれらの規定が設けられていない。したがって、別記1第1項第1号の届出をした者（別記1第1項第3号から第5号及び第2項第1号の届出をした者を除く）に対し、情報を正確に把握するために氏名等変更連絡の指導を行うこととしたものである。

(除害施設等に関する構造)

第7条 除害施設等の設置に関する構造は、別記2に定めるもののほか市規則第12条の表に定める処理方法のうち、薬品沈殿法、酸化分解法、還元法又は中和法が採用されている場合には別記3に、浮上分離法（ノルマルヘキサン抽出物質含有量に関するものに限る。）が採用されている場合には別記4に規定する構造と同等以上の能力を有するものとする。

ただし、別記4に規定する構造は、当面自動車等の洗浄を行う自動車整備工場又はガソリンスタンドに設置される除害施設について適用するものとする。

別記2（第7条）除害施設等に関する構造

- 1 特定施設を設置する事業場等のうち、シアンや六価クロムなどの有害物質を使用するメッキ業、研究施設等又は1日当たりの排水量が50立方メートル以上の金属表面処理業等、直罰規定（水質基準違反については行政庁の命令を待つことなく、直ちに処罰の対象とする規定（法第46条の2））が適用される事業場等は、「工場排水の監視を行う公共ます等の設置工事取扱要領」により、工程系汚水を接続ますまで分離するものとする。
- 2 除害施設等の設置者は、排出水の水質を確認するため、生活系汚水の混入しない箇所に採水ます等を設けるものとする。
- 3 水質監視槽には、pH計及びその自動記録計、pH異常時の警報装置並びに原水槽への戻し配管を設置するものとする。
- 4 除害施設等には、漏洩等の事故時に備え、ためます、防液堤等を設置するものとする。

別記3（第7条）

除害施設等に関する構造

名称		容量	滞留時間
原水貯留槽		2 Q _{max} 以上	2 時間以上
シアン一次反応槽		1/6 Q _{max} 以上	1 0 分以上
シアン二次反応槽		1/2 Q _{max} 以上	3 0 分以上
クロム還元槽		1/6 Q _{max} 以上	1 0 分以上
pH調整槽 (反応槽)	NaOH 使用	1/6 Q _{max} 以上	1 0 分以上
	Ca(OH) ₂ 使用	1/3 Q _{max} 以上	2 0 分以上
凝集槽		1/6 Q _{max} 以上	1 0 分以上
沈殿槽（自然沈降）		3 Q _{max} 以上	3 時間以上
最終 pH調整槽		1/6 Q _{max} 以上	1 0 分以上
水質監視槽		1/12 Q _{max} 以上	5 分以上
薬品貯留槽		2 日分以上	

資料参照：事業場排水指導指針 一般社団法人日本下水道協会ほか

(注) Q_{max}：計画時間最大排水量

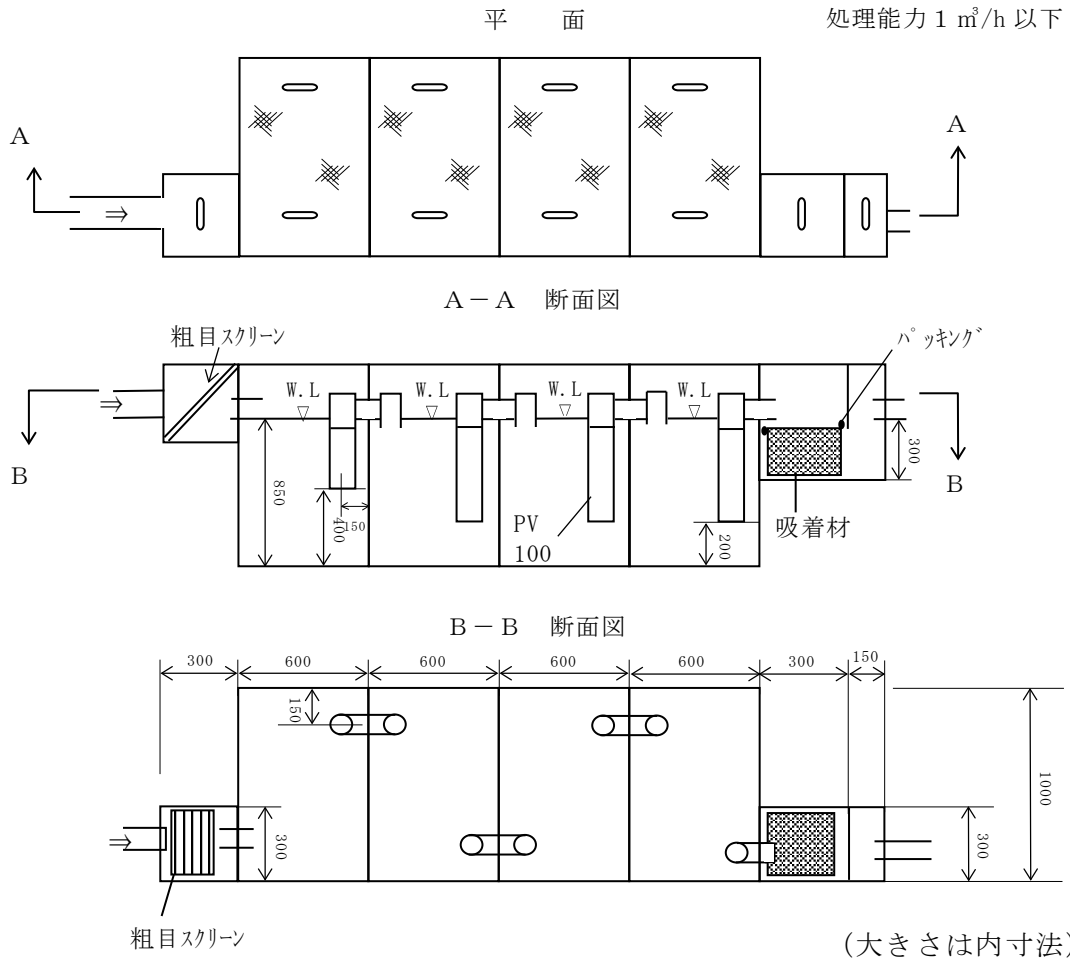
計画1日平均排水量：月処理必要排水量／月操業日数

計画1日最大排水量：計画1日平均排水量×1.2～1.5

計画時間最大排水量：(計画1日最大排水量／1日操業時間)×1.3～1.8

別記4（第7条）

油水分離槽に関する構造



構造寸法：排水量 1 m³/時以下の場合における 2 m³槽の大きさの例（有効寸法）

スクリーン槽：たて×横×深さ＝300×300×300(mm)

分離槽：たて×横×深さ×4槽＝600×1000×850(mm)×4槽

吸着材槽：たて×横×深さ＝300×300×300(mm)

2 m³槽を基本とした場合の分離槽の容量と各辺の長さとの比

分離槽 (m ³)	倍率	大きさの乗率
2	1	1
3	1.5	1.15
4	2	1.27
5	2.5	1.37
6	3	1.45
7	3.5	1.53
8	4	1.60
9	4.5	1.66

(注) 各辺の長さは、2 m³槽の各辺に大きさの乗率を掛けて算出する。

【趣旨】

第7条関係：届出に関する審査は、事業場等内で汚水が発生する施設に関連するもの、使用薬品に関するもの、排水系統や除害施設等に関するものなどを総合的に検討して行う必要があるため、全ての除害施設等に共通する一般的な構造について規定したものである。

【解釈】

- (1) 「別記2第1項」：直罰規定*が適用される事業場からの排出水を採取出来るように公共ます（以下「監視ます」という。）を公道に設置するよう警察庁から旧建設省に要望がされている。本市ではこれを受けて、監視ますの設置を順次行っている。
なお、本市が監視ますを設置する際、当該事業場にあつては、工程系排水が生活系排水による影響を受けないようにするため、排水系統を分離するよう指導するものである。
※ 直罰規定は、特定事業場（特定施設を設置する事業場等をいう。以下同じ）が法第12条の2第1項又は第5項の規定に違反して、排水基準に適合しない下水を排除した者に対する罰則制度である。
- (2) 「別記2第2項」：適切な排水管理を求めため、事業場等に対し、工程系排水の採水ますの設置を指導するものである。なお、使用原材料等を回収処分し、それらに使用した容器等を洗浄する場合、洗浄に関する排水系統については、本項を準用し同様の措置を指導することとする。
- (3) 「別記2第3項」：水質監視槽に設置する付帯設備については、異常の確認及びその対応に必要な最低限のものを規定したものである。
付帯設備のうち、警報装置については、工場内の騒音で警報音が確認できない場合には、目視で確認できる装置を設置するよう指導するものである。
- (4) 「別記2第4項」：防液堤等については、除害施設等から施設外へ薬品、廃液が流出しない構造とし、また、ためます等については、防液堤等に囲まれた内部にあつて漏洩物を回収しうる構造とする。なお、廃液の回収等を講じている回収槽等についても準用するものである。
- (5) 「別記3」：安定的な処理に必要な構造を示したものである。
- (6) 「ただし、別記4に規定する構造は、当面自動車等の洗浄を行う自動車整備工場又はガソリンスタンドに設置される除害施設について適用するものとする。」：車両の洗浄施設等から発生するノルマルヘキサン抽出物質（鉱油）の除害施設として設けたものである。車両洗浄施設等を保有する事業場は自動車整備工場とガソリンスタンドがほとんどであるため、事業場等の限定を行った。また、同様な汚水を発生する事業場等については準用して指導することとする。

(除害施設等に関する管理)

第8条 除害施設等の設置者は、市規則第16条の2の規定による水質の測定結果が、水質基準を満足するように除害施設等の管理を行うものとする。

2 除害施設等の設置者は、別記5及び別記6に規定する事項に留意して除害施設等の管理を行うものとする。

別記5 (第8条第2項)

分離槽の維持管理

- 1 油水分離槽やその導入水路については、定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて土砂・汚泥の除去、吸着材の交換及び廃油の汲み出し・清掃など適切な維持管理を行うこと。
- 2 油水分離槽の点検・管理に支障をきたさないよう、その上部への車両の駐車又は物の設置等、物を設置しないこと。
- 3 濃厚廃液の回収、油汚染物の庫内保管及び整備場の油汚染の防止など、油水分離槽への負荷の軽減に努めること。
- 4 油水分離槽の機能を損なう洗剤を使用した排水は、その導入を極力避け、やむを得ない場合は、洗剤の使用抑制に努めること。

別記6 (第8条第2項)

その他の維持管理

- 1 除害施設等には、生産工程の実務にも通じた担当者を配置し、事業場等の全体にわたる排水管理を実施すること。
- 2 事業場等内の排水系統については、処理の必要な廃水が他の系統の廃水と混合されることなく確実に捕捉されているかなど、定期的な点検を実施すること。
- 3 除害施設等の処理条件に適さない生産工程上の変動が生じていないか、特に、使用薬品等の原材料の変更に注目した日常的な点検を実施すること。
- 4 除害施設等における計測器などの機器や制御に関する電気的設備については、老朽化や破損などにより作動不良が生じていないか、定期的な点検を実施すること。
- 5 各槽・各配管に破損・液漏れが生じていないか、定期的な点検を実施すること。
- 6 除害施設等で使用する薬品類については、日常的な点検を実施し、液切れなく適量を確実に送液させること。
- 7 汚泥の引き抜きやその保管に当たっては、汚泥の流出又は処理水への混入が生じないように、その引き抜き時期や保管場所を適切に選定すること。
- 8 簡易測定法による水質測定を採用するなど、日常的な水質管理を行うこと。
- 9 各種の点検・管理は、点検表・管理表に基づいて実施(記録・保管を含む。)すること。また、その結果、必要な場合は改善の措置を早期に講ずること。
- 10 除害施設等及び関連する設備に関する図面類等を整備し、不測の事態にも対応できるよう除害施設等の近辺に備え付けておくこと。

【趣旨】

- (1) 第1項は、市条例第11条(水質の測定等)に基づく水質測定義務の目的を、予防的視点に基づき表現したものである。具体的には、事業者は除害施設等の処理水を他の排水が混入することなく直接公共下水道に排除したとしても、水質基準に適合するよう除害施設等を管理するものとしたことである。
- (2) 除害施設等が確実に機能するためには、日頃からそれらに対して適切な維持管理等が行われていなければならない。このため本市では、市条例第9条において除害施設等の管理責任者制度を設け、市規則第13条において除害施設等管理責任者が行う業務を掲げている。その中で特に留意して実施する必要がある基本的な事項については、本条第2項の規定の下に油水分離槽(別記5)とそれ以外のもの(別記6)に分け列挙したものである。

【解釈】

別記5、6に記載した事項は、維持管理に関する一般的な事項であるため、全ての事業場等のあらゆる状況に対応しているものではない。したがって別記に掲げるもののほか、事業場等のそれぞれの事業形態における特殊な事情については、事業者それぞれがその状況に応じた適切な維持管理等を行うことが必要となる。

なお、環境への負荷の少ない原材料の使用など環境基本法第8条において事業者の責務として規定されている措置等については、除害施設等への負荷の軽減にも関連するものであり十分に留意する必要がある。

(測定回数)

- 第9条 市規則第16条第2項に規定する「市長が特に認めた場合」とは、次のとおりとする。
- (1) 水洗便所から排除される汚水等、水質基準を超えるおそれのない生活系に限られた排水系統における下水道の排出口においては、市規則第16条第1項の規定にかかわらず、測定をしないことができる。
 - (2) 事業場等における原材料、薬品等の使用実態等により、市規則第16条第1項における表左欄に掲げる水質の項目が下水道に排出されるおそれのない場合には、対応する同表右欄の測定回数の規定にかかわらず、その水質の項目は測定しないことができる。
 - (3) 1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満のクリーニング業については、市規則第16条第1項表中の左欄に掲げるテトラクロロエチレン及び1, 1, 1-トリクロロエタンの測定回数は、対応する同表右欄(測定回数)の規定にかかわらず、当面、6箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上とする。
- 2 特定施設の設置者は、前項の規定に該当する場合には、市長にその旨を明示するものとする。
- 3 前2項の規定は、市規則第16条の2第1項第2号の規定に関わらず、除害施設等の設置者に適用することができるものとする。
- 4 市規則第16条の2第1項第2号に規定する測定回数の準用に当たっては、除害施設等の設置者が除害施設等の排出口水量を市長に明示した場合には、市規則第16条第1項表中右欄(測定回数)の説明中に「排出水の量」とあるのは、「除害施設等の排出口の水量」と読み替えて適用する。

【趣旨】

法第12条の12(水質の測定義務等)に定める水質測定については、市規則第16条第1において水質項目ごとに、それぞれの排水期間に応じて必要となる測定回数を規定し、特定施設の設置者にその測定を義務づけている。また、同時に同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合は、同項に定める測定回数を変更することができる。」と規定している。このため、本条第1項において市規則第16条第2項を適用しうる場合を3つに分けて規定したものである。また、特定施設の設置者が第1項に該当する事実を明らかにした場合に適用できることとした。

第3項においては、除害施設等の設置者が市条例第11条の規定に基づき実施する水質測定についても同様に取扱いする旨を規定したものである。

第4項においては水質の測定等に関する市条例第11条及び市規則第16条の2の規定は、除害施設等の排出口において水質基準を満たす管理を求めるものであり、その管理にあたって必要となる水質測定については、除害施設等に係る排水量を測定回数の基準とした。このため、事業者が当該除害施設等の排出口の水量を明らかにした場合には本項を適用し、総合排水量(事業場等から公共下水道へ排出される全ての排出口水量の合計量、以下同じ)ではなくその排出口の水量を「排出水の量」として測定回数の基準とすることができるものとした。したがって、除害施設等の排出口の水量が明らかでない場合や次条第2項に規定する場合にあっては、当然のことながら本条による読み替えは適用されない。

- (1) 「第1項第1号」: 特定事業場については、法第12条の12により事業場等からの全ての排出口が水質規制の対象となり、また、水質測定の義務が課せられている。このため、事業活動に直接起因しない生活系に限られた排水系統についても同様の規定が適用されることになる。したがって、こうした日常の生活系排水については水質測定の規定の適用を除外することができることとし、その旨を定めたものである。

第1項第1号に該当する場合には、事業場等の場内排水経路が同号規定の内容のとおり

に設備されていること、また、特に手洗い流し等において生活系以外の排水を生じさせるおそれがないことが必要である。

なお、生活系排水を一律に適用除外とせず、「水質基準を超えるおそれのない」としているのは、生活系の施設であっても事業に係る行為により汚染される場合があるからである。

- (2) 「第1項第2号」：特定事業場については、法第12条の12により事業場等からの全ての排出口に対して、全水質項目を測定する義務を課している。しかし、事業場等から排出されるおそれのない項目については、管理の問題が生じないため、本号において、事業場等における使用原材料等の使用実態等に即して、排出のおそれのない項目については測定を免除することができる規定としたものである。
- (3) 「第1項第3号」：ドライ機を設置している小規模クリーニング業については、事業規模や排水量を考慮し、テトラクロロエチレンと1, 1, 1-トリクロロエタンは、測定回数を市規則第16条第1項表とは別に定めることとした。なお、この2項目以外の測定頻度については、別途の規定をしていないため市規則規定のとおりである。
- (4) 「第2項」：第1項の適用にあたっては、届出書の内容、施設の運転管理状況等を総合的に勘案して取り扱うこととする。
- (5) 「第3項」：第1項及び第2項の規定は、法第12条の12の規定を受けた市規則第16条の対象者である特定施設の設置者に関連するものである。市条例第11条に規定された除害施設等の設置事業場に関連して市規則第16条の2を適用する場合にあっても、同様の考え方に基づくものである。この場合の水質測定項目は、設置する除害施設等で処理することを目的とする項目、あるいは処理薬品等その施設等の管理上に必要な項目とすることができることとした。

【解釈】

本条第1項第1号及び第2号の規定において「おそれのない」とは、相当の事由をもって当該する事態が予見されないことのみならず、その事態が事実として発現しないことも意味するものである。したがって、ある事態が一般的に予見されないとしても、本市測定等により排出の事実が明らかになった場合にはそれぞれ同号についての本条の適用はないものとする。

(水質測定の場合)

第10条 特定施設の設置者が行う水質の測定は、除害施設等からの排出水が、公共下水道への排出口までの間において他の下水の影響を受けないと認められる場合には、市規則第16条の2第3項の規定のほか、当該排出口に係るすべての除害施設等の排出口における市条例第11条の規定による水質の測定をもって、当該排出口については、法第12条の12の規定による水質の測定を行ったものとみなすことができる。

- 2 前項における水質測定は、当該事業場からの総合排水量を回数の基準として行うものとする。

【趣旨】

- (1) 「第1項」：特定施設の設置者が、除害施設等の排出水について行う水質測定は、法では「公共下水道への排出口」で、市条例では「除害施設等の排出口」で実施することを義務付けているため、双方の場所での測定が必要となる。しかし、市規則第16条の2第3項では、「除害施設等からの排出水が公共下水道への排出口までの間において他の下水の影響を受けないと認められる場合は、」公共下水道への排出口の水質測定（法第12条の12）をもって、除害施設等の排出口の測定（市条例第11条）を実施したとみなしうる規定となっている。

一方、排水管理の観点から水質測定場所を考慮した場合、同様な状況にあっては除害施

設等の排出口の測定をもって、公共下水道への排出口で測定したとみなす方が合理的である。このため、本文の要件を満たしている場合においては、市条例に基づく測定は同時に法に基づく測定とみなしうることとしたものである。

- (2) 「第2項」:「水質測定は当該事業場からの総合排水量を回数基準として行う」とは、法第12条の12に定める水質測定は、特定事業場からの総合排水量を測定回数基準として行うことを求めている。このため、市条例に基づく測定を同時に法に基づく測定とみなす場合に当たっては、個々の除害施設等の排出口であっても除害施設等の排出口の水量ではなく総合排水量を測定回数基準として水質測定を行うこととしたものである。

【解釈】

本条における「他の下水の影響を受けないと認められる場合」とは、除害施設等の排出口以降における事業場等の内部排水経路の途上において、①排水設備の構造上、他の排水が混入しない場合、②水質基準を超えるおそれのない生活系に限られた排水のみが合流する場合などがある。

(除害施設等管理責任者の資格等)

第11条 市規則第15条第1項第1号に規定するその他市長が適当と認めた資格及び同第2号に規定するその他市長が適当と認めた講習とは、別記7の左欄に掲げるものとし、対応する同表右欄に掲げる除害施設等を管理できるものとする。

別記7 (第11条)

除害施設等管理責任者の資格等

資格又は講習修了者	対象除害施設等
水質関係第3種公害防止管理者 (*)	水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質を除く排水を処理する除害施設等
水質関係第4種公害防止管理者 (*)	
公害防止主任管理者 (*)	すべての除害施設等
東京都水質管理責任者 (甲)	
東京都第1種公害防止管理者	
クリーニング師	当該クリーニングの事業場に設置する除害施設等

(*) : 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号) 第7条に規定する公害防止管理者

【趣旨】

除害施設等管理責任者の資格のうち、市規則第15条に規定している「その他市長が適当と認めた資格」及び「その他市長が適当と認めた講習」について規定したものである。

【解釈】

- (1) 「水質関係3種・4種公害防止管理者」: 水質汚濁関係の有害物質処理技術の科目が試験範囲でないため、管理できる対象を限定することとしたものである。
- (2) 「市長が適当と認めた講習」: 現在東京都の講習を対象としているが、他都市の講習会についても講習内容に応じてその都度認めていくこととする。
- (3) 「当該クリーニングの事業場に設置する除害施設等」: 吸着法、曝気処理等の有機溶剤に関する除害施設と中和施設である。

【運用】

クリーニング師については、中和処理施設についても管理することとなるため、届出書の返却時等を利用し、施設の管理方法などの文書を配布することとする。

(資格認定講習)

- 第12条 市長は、市規則第15条第1項第2号の規定により、「除害施設等管理責任者資格認定講習」(以下「資格認定講習」という。)を年に1回以上、集合講習又はオンラインなどの遠隔講習により実施するものとする。
- 2 市長は、資格認定講習を実施するにあたり、期間等を対象事業者に通知するものとする。
 - 3 資格認定講習の種類は、別記8の左欄に掲げるものとし、対応する同表右欄に掲げる除害施設等を管理できるものとする。
 - 4 資格認定講習の内容は、別記9のとおりとする。
 - 5 市長は、前項の講習の課程を修了した者に対し、修了番号を通知するものとする。
 - 6 市長は、前項により修了番号の通知を受けた者から、除害施設等管理責任者資格認定講習修了証交付・再交付願(様式第4号)の申請があった場合には、修了証(様式第5号)を交付し、又既に修了証を交付した者から、除害施設等管理責任者資格認定講習修了証交付・再交付願の申請があった場合には、修了証を再交付するものとする。なお、修了証の氏名に変更があった場合もこの規定を準用するものとする。

別記8 (第12条第3項)

講習の種類等

講習の種類	除害施設等の種類
A種 除害施設等管理責任者資格認定講習	すべての除害施設等
B種 除害施設等管理責任者資格認定講習	含油(鉱油類)排水に係る除害施設等

別記9 (第12条第4項)

講習の内容

講習の種類	講習の内容
A種	下水道法概論、下水処理概論、工場排水処理技術、除害施設等の維持管理、水質測定技術など及び効果測定
B種	下水道法概論、下水処理概論、含油排水処理と維持管理など及び効果測定

【趣旨】

市規則第15条で規定している「市長が行う除害施設等の管理に関する講習」について、講習内容、事務手続き等を規定した。

【解釈】

「集合講習」は日時を定め会場で、「オンラインなどの遠隔講習」はインターネット上の動画配信などによりオンラインで又は郵便を用いてオンラインと同等の内容を受講させることでそれぞれ行うものを意味する。

【運用】

- (1) 講習実施回数及び実施方法は、要綱に定められた範囲内で、社会情勢などを考慮し年度ごとに決定するものとする。
- (2) 第12条第5項の通知は、電子申請システム、電子メール又は郵送により行うものとする。修了番号のほか、修了した講習の種類（A種又はB種）、修了年月日を通知する。

（事故時の対応）

第13条 事業場等の設置者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質等を公共下水道へ排出又は排出するおそれのある事故等が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに市長に連絡するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の事故等が発生した事業場等の設置者に、その事故等の状況及び講じた対応等について、報告を求めることができる。

【趣旨】

平成17年度の下水道法の一部改正により、事故時の措置（法第12条の9）について規定されたものの、特定事業場から有害物質と油を含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故に限られていることから、法に規定されない物質等や事業場等に関しても事故時の連絡体制を明確にする必要があるため、規定したものである。

【解釈】

事業場等の設置者は、法に規定された有害物質や油以外（臭気を含む）の水質事故等が発生した場合にも、応急措置を講ずるとともに、速やかに市長（下水道河川局水質課）に連絡することとした。

また、事故等の発生により、排水基準の違反・下水道施設への悪影響・下水道管きょ内での揮発による臭気発生等のある場合には、その事故の状況および講じた対応について、報告を求めることとした。